南棚塩地区 地域計画だより

令和5年12月 第2号 浪江町役場·農業委員会 南棚塩行政区

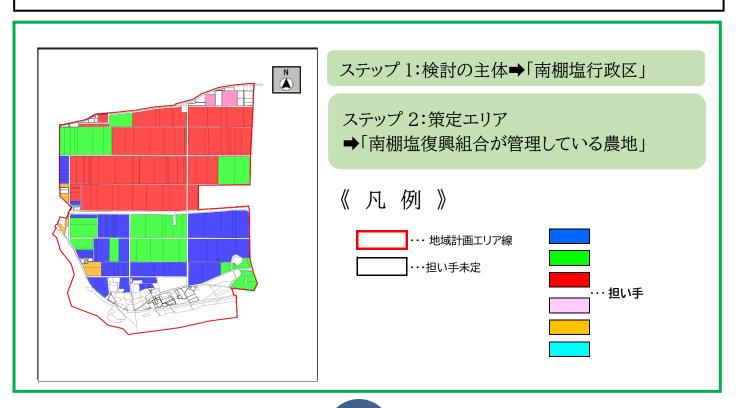
- ⇒このお便りは、下記の地図内『南棚塩地区エリア』に農地をお持ちの所有者様対象に発送してます

 ☆
- 1 令和5年11月20日(月)に、地域計画の打合せを行いました。

《当日の次第》

- 1地域計画について
 - (1)制度説明
 - (2)これまでの経緯
- 2 今後の進め方
- 3 意見交換
- 4 次回の打合せ➡令和 5 年12月20日(水) 10:00~12:00 に決定 《出席者》
- ●南棚塩復興組合、南棚塩行政区、南棚塩生産組合、担い手(個人・法人)代表者
- ●請戸川土地改良区
- ●浪江町役場、浪江町農業委員会、双葉農業普及所、JA福島さくら、官民合同チーム 福島県農業振興公社

2 決まったこと





3 南棚塩地区で話し合っていく手順について

ステップ 1:検討の主体を決めます。

▶行政区、復興組合等の策定エリアをカバーする主体 ※具体的な検討は、全体または水系単位、圃場整備範囲、小字単位など

ステップ 2: 策定するエリアを決めます。

- ▶用途区域を除いた区域で策定します。大字(行政区)単位で良いか確認
- ▶隣接行政区と重複する場合は隣接行政区と策定エリアの確認



ステップ 3-1: 5~10年後の農地や農業のあり方を決めます。

- ▶農地の集約化や営農上の課題の確認
 - ・ほ場へ大型機械が入れない→圃場整備事業、基盤整備事業の検討
 - ・農業用機械がないから大規模化できない→営農再開リース事業の検討
 - ・営農地が分散していて非効率→農地の集約化の検討 など
- ▶営農再開事業をいつまで行うか。
- ・7年度まで営農再開支援事業が可能。7年度末から営農再開は必須。 (地域計画地域集積協力金は7年度交付分まで)
- ▶5年~10年後の地域の農業のあり方を決めていきます。

ステップ 3-2: だれが、どこで、何をつくるのか決めていきます。

- ▶地権者の農地利用の意向を確認します。
 - ・自分で営農していく、自分ではできないので貸したいなど
- ▶現在の担い手、今後営農再開する担い手を確認
- ▶耕作されない農地をどうするか決めます。地域の担い手を優先します。
 - ・担い手が規模拡大する農地
 - ・地区外から参入する農地
 - ・営農はできないが草刈りなどの管理だけをする農地
 - ・耕作不適地として対象地から除外する農地

ステップ4:将来の地域の農地や農業のあり方を文言としてまとめます。

▶計画シートに記載し地域で確認します。

地域で合意した地域計画案を外部検討委員会で確認し、地域計画として公告します。

4 今後の検討内容について、皆様にお考えいただきたい事

ステップ 3-1: 5~10年後の農地や農業のあり方を決めます。

農地 所有者

- ▶ご自分が所有する農地について、今後どうするのか
- ▶現在管理耕作している農地は、管理耕作終了後どうするのか
- ▶貸す意向はあるのか(自作地として残す農地と貸したい農地の整理)
- ▶相続手続き
- ▶貸す相手への希望について(例)浪江町内の農業者、外部法人
- ▶担い手が作業しやすいように、畦畔の除去は可能か

など

担い手

- ▶農地の利用計画(営農拡大・縮小の意向)
- ▶リース事業(農業用機械など)の対応年数について (開始:令和○年~終了:令和○年)
- ▶法人化について
- ▶利用している農地について"集約化"等の必要はあるか
- ▶借りたい農地の希望(面積·場所·地目)



など

「地域計画」は国の新たな制度で令和6年度までに策定する必要があります。



地域の皆様が一体となって話合い、地域計画を策定します。

- ▶おおむね10年後を見据え「誰が、どこで、何を作るのか」を決めます。
- ▶農地所有者様の意向を確認し、担い手の掘り起こしを行います。



- ◇地域計画策定は、令和6年度まで関係機関(浪江町・農業委員会・双葉農業普及所・ 福島県農業振興公社)等がお手伝いできます。
- ◇現在行っている管理耕作は、営農再開を目的とした補助事業のため、事業終了後 は誰かが営農していく必要があります。
- ◇また担い手の決まらない農地は、農地所有者が自ら耕作・維持管理する必要があります。

5 現在の状況

§ 令和5年12月20日に復興組合及び行政区の役員・担い手の打合せを行い、 次のことが決まりました。

①地域計画区域内での担い手の確認

- ☞小規模農地も含め『株式会社幾世橋共同ファーム、合同会社アンベファーム、 福島舞台ファーム株式会社、鎌田光男氏、紺野栄重氏』を地域の担い手として位置付け、 どこの農地で営農を行っていくかを確認しました。
- ☞地域計画策定の範囲78.7haのうち、5人の担い手が75haで営農していきます。
- ☞担い手の決まらなかった農地は、農地所有者が管理していくこととなります。

②地域計画のとりまとめ

- ☞地域計画の検討主体、区域が決まり今回担い手も決まりましたので、これまでの経過を国が定め た様式に沿い、町で取りまとめ公表していくこととしました。
- ☞地域計画の区域、担い手が決まったことから地域計画の素案として取りまとめ、地権者説明を 令和6年1月28日(日)に開催することとしました。

6 今後の予定

これまで、南棚塩の農地は、JAの仲介により地権者と耕作者が特定農作業受委託契 約(1年更新)を締結してきましたが、令和7年度以降は、福島県農業振興公社(農地バン ク)の仲立ちによる賃貸借契約(10年)に切り替わります。詳細については、今後、地権者 向け説明会や地域計画だより等によって周知を図ってまいります。

- ☆浪江町役場 農林水産課(農政係)
- ☆浪江町 農業委員会事務局
- ✿福島県農業振興公社(浪江町役場駐在)
- **5** 0240-34-0245
- **2** 0240-23-5706
- **T** 0240-34-0246

(携帯)070-8688-9530

